

了	説
---	---

## 議案様式の改正について

担 当：財政課資金G  
担当者：小黒・井原  
連絡先：内線 2291

### 1 趣旨

県民等にとってわかりやすい様式とするとともに、議案を作成する事務負担の軽減を図るため、条例改正に係る議案の様式を改正する。

### 2 議案様式の改正案

改め文方式から、新旧対照表改正方式へ改正する。

### 3 改正を行う理由

- (1) 従来の改め文方式と比較して、条例の改正箇所が分かりやすく、また、改正される条項の全体を把握することができる。
- (2) 改め文の作成が不要となることから、議案を作成する執行部側の事務負担が大幅に軽減できる。
- (3) 新旧対照表改正方式とすることで、議案のページ数が増加するデメリットがあるが、議会が改革の一環として試行を行っているタブレット型端末が導入されれば、デメリットが解消される。

#### 【参考（他県状況）】

- ・ 条例議案について12府県（岩手県・静岡県・新潟県・栃木県・大阪府・和歌山県・鳥取県・香川県・愛媛県・長崎県・佐賀県・宮崎県）で新旧対照表改正方式を採用

### 4 改正時期

令和元年6月定例会からとする。

### 5 スケジュール（概要）

- 5月 議会運営委員会において改正案を提示 ※ 別紙のとおり  
6月 新様式により議案を提出